

保護者の皆様へ

令和 3年 4月 1日

教育のICT化の推進に向けた取り組み

~全ての児童生徒にタブレットPC1人1台整備へ~

【導入の目的】

宇城市教育委員会は、令和元年12月に文部科学省から発表されたGIGAスクール構想に沿ってIC T環境整備を推進しています。具体的には、全児童生徒1人に1台のタブレット配備、全ての小中学校に高速大容量の校内ネットワークと家庭でも繋がるインターネット環境を整備することで、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現します。

当初、タブレット整備については令和元年度から令和5年度までを目途に進める予定でしたが、災害時や感染症などによる学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するために令和2年度に完了するように計画を前倒しして全児童生徒1人1台の環境を整備しました。

1 タブレットの家庭学習への利用について

(1) タブレットの貸与について

各学校に配備されたタブレットを家庭での学習に利用するために貸与しますので、大切に扱っていただくようお願いします。また、各学校から配布される「学習者用情報機器借用申請書兼同意書」のご提出をお願いします。

(2) タブレットの仕様について

- 機 種 富士通製タブレット ARROWS Tab
 - ・防滴、防塵・1時間で80%充電(充電費用は、1円程度)
 - ・着脱可能な専用キーボード ・専用ペン付き
- 機 能 QRコード読み取り機能、ミライシード(学習支援ソフト)、タイピングソフト、オフィスソフト、Teams(WEB会議等)

(3) 家庭のインターネット環境へのWi-Fi接続について

- ①家庭のインターネット環境にWi-Fi 接続することができます。
- ②有害なサイトやアプリを遮断するセキュリティ対策ソフトが導入されています。
- ③長期休校時に小学6年生・中学3年生の児童生徒のうち、学校が必要と認める児童生徒にはモバイルルーターを貸与します。ただし、通信に係る契約手続き及び費用は家庭で負担してください。
- ④インターネットの使用は電気をたくさん使用します。家庭で使用中にタブレットの充電が必要になった場合は、一緒に貸与する充電器で充電してください。

2 利用の制限について

「学習者用情報機器借用申請書兼同意書」に同意されない場合や学校から示された使用についての ルールが守れないと学校が判断した場合は、貸与されない又は返却することになります。この場合、学校 外でタブレットを使用することができなくなります。

宇城市教育委員会 教育部教育総務課

問い合わせ 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

TEL:0964-32-1907(直通)0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-0110